

事務局運営細則

(総 則)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第17条第7項に基づき、この細則を定める。

2 この細則は、理事会の議決を経て、変更することができる。

(活 動)

第2条 事務局は、専務理事の指示の下、規則第17条第5項ならびに第6項に定める事項を掌り、以下の業務を行う。

- (1) 内外の関連学協会との連絡及び協力に関すること
- (2) 各部、各支部及び各委員会との連絡調整に関すること
- (3) 金銭及び物品の出納、保管、財産管理等、その他一般経理に関すること
- (4) 予算および決算に関すること
- (5) 渉外に関すること
- (6) 選挙に関すること
- (7) 入退会者の管理に関すること
- (8) その他、部ならびに支部に属さない一般庶務広報に関すること

(構 成)

第3条 事務局の構成員は、事務局長1名および事務局員1～2名とする。

(職員の任免)

第4条 職員の任免は、公益社団法人日本地すべり学会定款第39条第3項の定めにより、会長が行う。

2 事務局職員の採用手続きに関する事務は、総務部が行う。

(事務局員の職務)

第5条 事務局長は、会長・副会長・専務理事の指揮の下、第2条に定める業務を行う。

2 事務局員は、事務局長の指示の下、業務を遂行する。

附則（平成24年8月28日理事会議決）

この細則は、平成24年8月28日に新規制定したもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。